

白井市食品等の放射性物質検査実施要領

1. 趣旨

市民の安全・安心の確保に向け、市民が消費する食品等の放射性物質検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 検査対象

(1) 市内で消費される食品及び飲料物（自家栽培野菜、地下水、母乳を含む。以下「食品等」という。）とする。

(2) 細かく刻む又はつぶすなどの下処理を行い、良く洗浄した容器に入れられている食品等とする。

3. 検査項目

放射性物質分析機器（以下「機器」という。）によって検出可能な放射性物質とする。

4. 所管課

白井市市民環境経済部産業振興課商工振興班とする。

5. 検査場所

白井市役所 放射能検査室

6. 予約の受付

市民又は市内事業者（以下「市民等」という。）は、白井市役所の開庁時間内に所管課窓口もしくは電話で検体の受付日を予約する。

7. 検体の持ち込み

市民等は、食品等放射性物質検査申請書（別記様式）に必要事項を記載し、下処理を行った検体とともに予め指定された時間に持参する。

8. 検査方法

所管課が放射能検査室に検体を引き渡し、放射能検査室が機器を用いて行う。

9. 検査結果の報告等

検査後所管課は、文書により市民等に検査結果を伝えるとともに、検査結果を整理し、原則ホームページ等で公表する。

10. その他

その他検査の実施に必要な事項は所管課が定める。

附則

この要領は、平成24年3月15日から適用する。

附則

この要領は、平成24年5月15日から適用する。

附則

この要領は、平成24年12月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。